

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	子どもに対する声掛けや特殊詐欺など、区民に身近な犯罪を抑止するため、地域における防犯活動は重要です。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画の計画事業に位置付けられています。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	自主的かつ積極的に安全・安心まちづくりを行う地域活動団体等に対して、区が支援を行うものです。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	地域における防犯活動が活性化しないことにより、犯罪の抑止効果が薄まる恐れがあります。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱に基づき、機会は確保されています。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づき、適正に決定しています。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	自主的かつ積極的に安全・安心まちづくりを行う地域活動団体等に対する区の支援であるため、代替策はありません。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	地域の防犯活動における装備品の活用や、推進地区における防犯設備の整備をととして、犯罪の抑止効果が認められます。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	地域の防犯活動における装備品の活用や、推進地区における防犯設備の整備をととして、犯罪の抑止効果が認められます。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	安全で安心して暮らすことができる地域社会につながっています。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(予算)
交付(見込み)件数	11	11	13	20
決算(予算)額	11,583	23,093	25,965	33,717
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	6,724	11,544	15,527	19,900
その他	0	0	0	0
一般財源	4,859	11,549	10,438	13,817
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	交付団体名:丸山新町会、文の京安全パトロール隊、文京安全安心パトロール隊、森川町会地域安全パトロール隊、白山下安全・安心まちづくり協議会、表町町会、湯島・本郷・天梅連合会、親和・弓一連合会、大塚坂下連合会、向丘連合会、大塚一・二丁目町会、地藏通り商店街振興組合、汐見地区町会連合会 成果等:地域においては、防犯活動の促進が図られるとともに、推進地区においては、防犯カメラが89台設置されました。			

5 課題及び今後の方向性

平成29年度より、安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区の通知を受けた者に対する補助対象経費、補助率及び補助限度額等の見直しを行う。

今後も、安全で安心して暮らすことができる地域社会を目指して、補助対象事業等について不断の見直しを行っていきながら、区内の安全・安心まちづくりのための活動を支援する。